

農山漁村地域整備計画事前評価調書

計画の概要	計画の名称	岐阜県農山漁村地域農業農村整備計画
	計画策定主体	岐阜県
	対象市町村	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、土岐市、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村
	計画期間	令和3年度～令和7年度(5年間)
	計画の目標	<p>「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～のため、</p> <p>①中間管理機構と連携し、ほ場整備などの農業生産基盤の整備や、暗渠排水・排水路整備などの排水対策を実施することで、担い手等への農地利用集積を促進し、農業経営基盤の強化を図る。</p> <p>②基幹的な農業用水施設について、予防保全対策による長寿命化を図るとともに、更新適期に応じた必要な更新整備を計画的に実施することで、農地への安定的な用水供給機能の確保を図る。</p> <p>③老朽化したため池の決壊や豪雨時の低平地での湛水による農地や農業用施設等への被害を未然に防止又は軽減することで、農業経営の安定及び人命や財産、県土の保全を図る。</p> <p>④農地や農道、農業用水など農業生産基盤を総合的に整備することで、農地の有効利用を促進し、耕作放棄地の防止を図る。</p> <p>⑤集落内排水路や斜面崩壊防止、農業集落排水施設、農業用水利施設を活用した小水力発電施設整備など農村生活環境基盤を整備することで、農村生活環境の改善を図る。</p>
定量的指標	<p>①基盤整備実施地区の担い手への農地集積率 ■5年間の目標 57%→70%</p> <p>②基幹的農業用水路の健全度割合 ■5年間の目標 90%</p> <p>③農業用ため池や排水機場の改修等により、計画期間内で優先的に浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 ■5年間の目標 100%</p> <p>④中山間地域の生産基盤の整備面積 ■5年間の目標 1,500ha</p> <p>⑤-1基幹的農道の整備率 ■5年間の目標 26%→65%</p> <p>⑤-2農業集落排水汚泥リサイクル率 ■5年間の目標 60.5%→70%</p> <p>⑤-3農村生活環境の改善が図られる地区数 ■5年間の目標 24地区</p>	

ランク	評価基準	判定基準
評価 I	全項目が○である。	事業実施
評価 II	1項目でも×がある。	計画の見直し

評価結果 評価 I

項目	評価項目	評価	評価根拠
目標の妥当性	・関連する計画との整合が図られているか	○	本計画は、県の最上位計画である「岐阜県長期構想」やその下位計画である「ぎふ農業・農村基本計画」で定める目標を達成するための取り組みであり、県の計画や施策と整合が図られている。
	・地域の課題に適切に対応する目標となっているか	○	本計画の目標は、農業・農村の課題である、農業の担い手育成や防災対策、耕作放棄地対策、集落環境の保全などに対応したものである。
整備計画の効果・効率性	・整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか	○	本計画の対象事業は、本計画の目標を達成するために必要な事業で構成しており、各対象事業毎に定量的な指標を設定していることから、整備計画の目標と定量的指標は整合が図られている。
	・事後評価ができる適切な指標となっているか	○	本計画の定量的指標は、各対象事業を実施した後に確認できる指標となっており、整備計画期間内に実施した事業の指標を積み上げることで事後評価ができる。
	・構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか	○	本計画の定量的指標は、各対象事業の実施により発現する効果に基づき設定しており、対象事業の効果を評価するための指標として適切である。
整備計画の実現可能性	・円滑な事業執行の環境が整っているか	○	本計画の対象事業毎に、県、市町村、土地改良区等での推進体制が整っており、円滑な事業執行が可能である。
	・地元の機運が醸成されているか	○	本計画の対象事業毎に、事業への理解や事業に対する同意が得られており、地元の機運は醸成されている。